

# 令和8年度 保育所・認定こども固がイド

一 誰もが夢や希望を持ちこどもを育むまち 氷見 一



お問合せ先 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地 氷見市 子育て支援課 TEL 74-8116



# 1.施設について

保育所とは、保護者の仕事や病気などのため家庭で子どもの保育ができない場合に、保護者にかわって保育を行う施設です。認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設です。満3歳以上児は、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。氷見市内の施設は、19ページ「教育・保育施設一覧表」をご参照ください。

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、これらをまとめて「特定教育・保育施設」と呼び、利用するにあたって共通の手続きをとっていただくことになります。

# 2.教育・保育給付認定等について

保育所・認定こども園・事業所内保育所(以下、保育所等とする)を利用するためには、氷見市から、教育・保育を受けるための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。教育・保育給付認定区分によって、利用できる施設・時間が異なりますので、子どもの年齢や家庭の状況に応じて、申請を行ってください。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、原則小学校就学前の3年間の保育料が無償化されました。また、保育の必要があれば、子育てのための施設等利用給付認定を申請することにより、預かり保育(一時預かり)についても無償化の対象となります。

利用希望施設	対象年齢	申請する 教育・保育給付認定	施設等利用給付	利用可能時間	
・認定こども園 (教育部分)	満3~5歳	1 号認定	保育の必要なし の場合	申請の必要 なし	【教育標準時間】 約4時間
	/呵 O / O /成	一句心化	保育の必要あり の場合	申請の必要あり	【保育短時間】
・認定こども園	満3~5歳	2号認定	申請の必要なし		最大8時間
(保育部分) ・保育所	0~2歳	3号認定			【保育標準時間】 最大11時間
・事業所内保育所	0~2歳	3号認定			

2号・3号の認定を受ける場合は、就労等の状況によって<u>保育必要量の認定</u>(保育短時間認定又は保育標準時間認定)を行います。保護者の就労状況等で決まる保育必要量は、次のとおりです。

<1	例> 7:	00 8:3	3 0		16:3	3 0	18:	00 19	: 00
	教育標準時間	預かり保育(一時預かり)		教育時間(4時間) 預かり		り保育(一時預か		(b)	
-									
	保育短時間	延長保育 保育短時間(8時間)			)	延長	保育	延長(	保 育
•									
	保育標準時間	保育標準時間(11時間)						延長伊	<b>呆育</b>

- ※利用可能な時間帯以外に保育所等を利用する場合は延長料金がかかります。
- ※開所時間や保育短時間等は施設によって時間帯が異なります。詳しくは各園へお問い合わせください。

# 3. 保育の必要性の認定要件について

2号認定または3号認定を受けるためには、両親がいずれも次の「保育を必要とする事由(保育要件)」のどれかに該当することが必要です。

また、保育要件ごとに期間と利用できる時間(保育必要量)が異なります。

保育要件	状況	支給認定期間	保育必要量
就労	1日3時間以上かつ月12日以上で、月 の就労時間※が48時間以上の労働を 常態としている	小学校の就学前まで (または、当該事由の	保育短時間
74.万	1日6時間以上かつ、月の就労時間※が 120時間以上の労働を常態としてい る	必要期間)	保育標準時間
妊娠・出産	出産後間もない、または妊娠している	産前2か月(出産予定 月を含まず)、産後3か 月(出産予定月を含む)	
疾病・障害	疾病・負傷・精神や身体に障害を有している		保育短時間
看護・介護	長期にわたり、常時病人や心身に障害を 有する人を看護または介護している	小学校の就学前まで (または、当該事由の 必要期間)	保育標準時間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に 当たっている		
求職活動 (起業準備)	求職活動(起業準備を含む)を行っている ※原則年1回のみ	3 か月	保育短時間
就学	大学、専門学校等(職業訓練学校等における職業訓練を含む)に通っている	当該事由の必要期間	保育短時間 保育標準時間
育児休業中の 継続利用	育児休業にかかる乳幼児以外の児童 (兄・姉)で、既に利用している	当該事由の必要期間	保育短時間
その他	児童虐待の防止のため、特別の支援を要 する場合	小学校の就学前まで (または、当該事由の 必要期間)	保育短時間 保育標準時間

<sup>※</sup>就労時間は、通勤時間・休憩時間を含みません。

# 4. 手続きから入所までの流れ(2号認定・3号認定)

※1号認定(教育認定、満3歳で令和8年度途中に入所を希望する場合も含む)の方は直接施設にお問い合わせください。

## 4月1日から保育所等への入所(転園を含む)を希望する場合(新規入所)

#### ◇1次受付

#### 申請書等配布

◆令和7年10月1日(水)~22日(水)(平日のみ)

午前9時~午後4時 ※第1希望の施設1か所でお受取りください。



# 申請書等提出

◆令和7年10月10日(金)~22日(水)(平日のみ)

午前9時~午後4時 ※第1希望の施設に必要書類を提出してください。

※必要書類等が揃っていない場合は、受付できませんので、必ず必要書類を揃えて お申し込みください。



- ◆保護者または家族状況のよくわかる方(入所希望児童同伴)と面接します。
- ◆保育給付認定を希望する方は、保育の必要性の有無を確認します。
  - ※面接日程等については、受付時にお知らせします。
  - ※追加して書類の提出をお願いする場合があります。
- ◆提出書類について、調査・確認し、教育・保育給付の認定及び利用調整を行います。

# 結果通知 入 所

- ◆令和8年2月中旬ごろに、郵送で入所の結果と教育・保育給付認定証を交付します。 (求職活動の事由で入所申請された方を除く)
- ◆入所説明会を各園で行います。日程は結果通知時にご案内します。

# ◇2次受付

◆令和8年4月1日入所

申請書等を子育て支援課で受取り、子育て支援課に提出してください。

配布期間 令和7年12月1日(月)~12月22日(月)(平日のみ)

提出期間 令和7年12月12日(金)~12月22日(月)(平日のみ)

(配布期間、提出期間ともに午前8時30分~午後5時15分)

- ※1次受付期間で、すでに定員を超える申し込みがあった場合は、1次受付の利用申請で余裕のある保育所等で選考しますので、あらかじめご了承ください。
- ※2次受付の方は、2月下旬に郵送で入所の結果と教育・保育給付認定証を交付します。
- ※求職活動の事由で1次申請期間中に申請された場合でも、2次申請と同じ時期に利用調整・入園決定をします。

# 氷見市外の保育所等への入所(広域入所)を希望する場合

1次受付申請期間に子育て支援課でお申し込みください。<u>前年度からの継続であっても毎年申し込みが必要です。</u>また、**市内入所と広域入所を同時に申し込むことはできません。**保育所等の所在市町村の審査もあるため、市内入所を希望する方より決定が遅れますので、あらかじめご了承ください。(2月下旬ごろ郵送予定です。)

園への申し込み状況により、1次または2次受付で申し込みをされた場合でも、第1希望以外の園のご 案内となる場合がありますので、必ず第3希望までご記入してお申し込みください。(1号認定を除く) また、入所する要件に該当しないため入所が認められない場合があります。

### 産休・育休明けなどで令和8年度途中からの入所を希望する場合

途中入所の入所日は毎月1日または15日のどちらかとなります。新しい環境に慣れることを目的に就 労開始日(育児休業の職場復帰の場合を含む)が1日~14日までの場合は前月15日を、15日以降月 末までの場合は当月1日を入所日として申し込むことができます。(就労開始までの間保育時間は通常の 保育時間より短くなる場合がありますが、保育料は入所日分から納めていただきます。ご了承ください。)

#### ◇1次受付

# 意向調査書等配布

◆令和7年10月1日(水)~22日(水)(平日のみ) 午前8時30分~午後5時15分 ※子育て支援課でお受取りください。

# 意向調查書等提出



#### ◆令和7年10月10日(金)~22日(水)(平日のみ)

午前8時30分~午後5時15分 ※子育て支援課に提出してください。

※必要書類等が揃っていない場合は、受付できませんので、必ず必要書類を揃えて お申し込みください。

# 申請書等提出

#### ◆入所希望月の約2か月前に申請書等を子育て支援課に提出してください。

※子育て支援課から案内を送付します。

※この申請により正式な申し込みとなります。

#### ◇2次受付

子育て支援課で意向調査書等を受取り、子育て支援課に提出してください。

配布期間 令和7年12月1日(月)~12月22日(月)(平日のみ)

提出期間 令和7年12月12日(金)~12月22日(月)(平日のみ)

(配布期間、提出期間ともに午前8時30分~午後5時15分)

※1次受付期間で、すでに定員を超える申し込みがあった場合は、1次受付の利用申請で余裕のある保育所等で選考しますので、あらかじめご了承ください。

#### ◇随時受付

随時受付は、年間を通じて子育て支援課で受付ます。入所決定施設は、1次受付・2次受付の利用調整で余裕のある保育所等で選考します。申請書等の配布は、入所希望月の3か月前より配付します。(※教育認定の方は、入所希望施設へお申し込みください。)なお、広域入所を希望される方は申請日が異なりますので、お早めに子育て支援課にご相談ください。

# 令和8年度途中入所随時受付申請期間(氷見市内施設)

入所 希望月	申請書等配布 開始日	申請期間	入所 希望月	申請書等配布開始日	申請期間
4月	1月5日(月)	3月2日(月)~13日(金)	10月	7月1日(水)	9月1日 (火) ~15日 (火)
5月	2月2日(月)	4月1日 (水) ~15日 (水)	11月	8月3日(月)	10月1日(木)~15日(木)
6月	3月2日(月)	5月1日(金)~15日(金)	12月	9月1日 (火)	11月2日(月)~13日(金)
7月	4月1日(水)	6月1日(月)~15日(月)	1月	10月1日(木)	12月1日(火)~15日(火)
8月	5月1日(金)	7月1日 (水) ~15日 (水)	2月	11月2日(月)	1月4日(月)~15日(金)
9月	6月1日(月)	8月3日(月)~14日(金)	3月	12月1日(火)	2月1日(月)~15日(月)

<sup>※</sup>必要書類等が揃っていない場合は、受付できませんので、必ず必要書類を揃えてお申し込みください。また、 申し込み期間を過ぎての提出は受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。

入所月前月20日頃に市から、郵送で入所の結果と教育・保育給付認定証を交付します。

# 5. 申請に必要なもの

- ①支給認定申請書兼入所申込書 ※児童1人につき1枚必要です。
- ②マイナンバー申告書 ※児童1人につき1枚必要です。
- ③健康調査票 ※児童1人につき1枚必要です。
- ④子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※教育認定を希望しており保育の必要性ありの方のみ
- ⑤保育を必要とする理由を確認する書類 ※父、母それぞれの書類が必要です。

※証明の日付より3か月間有効です。期間を過ぎた場合は再度取り直していただきます。

	保育要件 (2ページもご参照ください)	必要書類		
就労	・企業や法人、官公庁などに雇用されている、 若しくは保護者自身が法人格を持つ企業の 経営者である方 ・下請けの内職をしている方	・就労証明書 (就労予定・復帰予定で提出された方は、 採用から2か月以内に採用を証明する 書類の提出が必要です。)		
	・自営業に従事している方、または家族(自営業主)の事業の専従労働者となっている方 ・自営で内職をしている方 ・農業に従事している方	・就労証明書 ・確定申告書、給与明細等、就労している ことを証明する書類(写し可)		
妊娠	・出産	・就労以外の申立書 ・母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日を記載するページ)		
疾病	・障害	・就労以外の申立書 ・診断書		
看護	・介護	(病状等により、家庭での保育が困難であることを明記してあるもの)		
就学		・就労以外の申立書 ・入学通知、在学証明書又は学生証の写し ・時間割等		
求職	活動	<ul><li>・就労以外の申立書</li><li>・ハローワーク受付票(1次・2次申請をされた方は、3/25までに提出をしてください。)</li></ul>		
上記	以外の事由で保育ができない場合	・就労以外の申立書 ・その事由を証明するもの		

#### ※自営・農業手伝等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。

- ※診断書には症状などに加え、治癒見込み及び療養に必要な期間もしくは慢性的なもの、療養が長期に わたるものはその旨を明記してもらってください。治癒見込み期間の記載がない場合には、状態確認 のため診断書の再提出を求める場合や入所期間を限定する場合があります。
- ※「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」では、具体的な状況がわかりませんので、診断書の提出をお願いします。
- ※兄弟姉妹が同時に入所する場合(同じ時期に申し込みをする場合)には、一方の児童の証明書は写しでもかまいません。(人数分を提出してください。)ただし、別の時期に入所する場合(第1子がすでに入所しており、第2子が育児休暇明けで年度途中に入所する場合など)には、すでに提出されている証明書をコピーして使用することはできません。

# 6. 入所申請についての注意事項

#### I. 入所申込書等の書類について

◆令和7年4月以降、保育園等に入れなかったことを理由にハローワークへ育児休業給付金の支給期間延長の手続きを行う際には、保育所等の利用申込書の写しの提出が必要となりました。提出済みの申請書の写しをとりたいとの申し出にはお答えすることができませんので、申請書を提出する前に必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。

◆申し込み時の書類に不備があった場合は再提出をお願いします。改善がない場合、もしくは記載内容に虚偽があった場合は、保育所等を利用することはできません。また、入所後明らかになった場合は退所していただくことがあります。

#### Ⅱ. 出産予定の方、育児休業中の方、育児休業を取得予定の方

- ◆申請時に就労中で、その後出産予定がある、または妊娠が確認できたなどで、<u>入所希望月において産</u>前産後時期と重なる場合の認定は「就労」ではなく、「妊娠・出産」となります。
- ◆「妊娠・出産」の保育要件で新規入所した場合、期間満了後に、育児休業または求職中での理由で入 所継続はできません。また、第二子以降の出産に伴う育児休業中の場合は、特段の理由がない限り、兄・ 姉は入所できません。
- ◆兄・姉がすでに入所している場合は、第二子以降の出産に伴う育児休業取得の場合でも継続入所は可能です。

#### Ⅲ、求職中の方

- ◆求職活動の事由で入所申請する場合は、就労以外の申立書及びハローワーク受付票が必要です。
- ◆求職活動の事由での入所の場合、保育必要量は、保育短時間です。就労開始にあたり、保育標準時間に保育必要量を変更する場合は、父、母それぞれの就労証明書等を揃えて、子育て支援課で手続きが必要です。また、求職活動の事由での入所の継続(最大3か月)は原則年度に1回のみとなります。
  - ※4月から求職活動の事由で入所する場合は、年度内は求職活動への切替えはできません。

#### Ⅳ. 就学の方

◆就学の要件で入所された方は、求職活動への切替えは原則認めませんのでご了承ください。

#### Ⅴ. 利用調整

◆利用希望者が定員(各年齢)を上回る場合は、利用調整基準に基づき利用調整を行いますが、申し込みの早い人からではなく、入所申し込み者全体で入所判定指数の高い人から、順次入所を決定していきます。

#### Ⅵ. 届け出が必要な場合(家庭状況・就労状況の変更、退所、申込取り下げなど)

- ◆申し込み後の状況の変更は、保護者自身で届出が必要です。届出がない場合は、入所取消または退所 となることがあります。ご注意ください。
- ◆次の場合は、申し込み中・入所中を問わず子育て支援課に連絡・届出してください。
  - ●住所が変わったとき、電話番号が変わったとき

※転出の際は、必ず事前に入所している保育所等及び子育て支援課へご連絡ください。

- ●就労状況等に変更があったとき●希望する園や入所月を変更したいとき
- ●離婚、再婚、生活保護等、世帯の状況に変化が生じたとき
- ●保育時間の希望に変更があるとき

※変更希望月の前月25日までに子育て支援課で変更手続きが必要になります。

- ●申し込んだが、入所の必要がなくなったとき
- ●2週間を超える長期欠席(病気)となるとき(退所していただく場合もあります。)

# 7. 年間の主な行事

# (例) 年間行事

# 入園の集い 子どもの日の集い 遠足等 七夕まつり 水遊び お楽しみ会 等 運動会 遠足 生活発表会 等 クリスマス会 もちつき会 豆まき ひなまつり 卒園を祝う会 等 誕生会 身体測定 交通安全指導 避難訓練 等



# (例) 一日の生活・遊び

時間	生活の流れ			
7:00 8:30	○ 延長保育 ○ 登園			
10:00	○ おやつ (O・1・2歳児のみ)			
- 教育標準時間 (4時間) 12:00	<ul><li>◎ 遊び</li><li>クラス活動</li><li>年齢に合わせた「ねらい」を持って保育・教育を行います。</li></ul>			
·	<ul> <li>◎ 昼食</li> <li>栄養士が作成した献立に合わせ、調理員が真心込めて作った食事をいただきます。</li> <li>地産地消</li> <li>ご飯(JA 氷見市からの寄付等による) 氷見うどん、氷見牛、氷見の魚</li> <li>氷見りんご、灘浦みかん</li> <li>氷見ハトムギ茶 など</li> </ul>			
	<ul><li>○ 午睡</li><li>○・1・2歳児(通 年)</li></ul>			
	3歳児 (概ね4月~秋頃まで) 4・5歳児(概ね 夏期) © おやつ(2・3号のみ) 調理員の手作りおやつの時があります。			
16:30				
18:00	<ul><li></li></ul>			
19:00	お迎えを待っています。			

# 8. 特別保育について

# 延長保育(保育所・認定こども園)

保育所・認定こども園の保育認定(2号認定・3号認定)を受けた在園児を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行うもので、利用する場合は利用料が必要です。

7:00~19:00 実施施設は、19ページ「教育・保育施設一覧表」をご覧ください。 ※施設により延長保育料が異なる場合がありますので、直接各施設へお問い合わせください。

# -時預かり保育(認定こども園)

教育認定(1号認定)を受けた在園児を対象に、 通常の教育時間を超えて保育を行うものです。実 施時間、料金などは施設によって異なりますので、 直接各施設へお問い合わせください。

# -時預かり保育(保育所・認定こども園)

保育所等を利用していない家庭において、保護者の都合(仕事・通院や治療・冠婚葬祭などの時)によりお子さんを数日間家庭で保育できなくなった場合に、生後4か月頃から就学前までのお子さんを対象に、1日または半日単位等で一時預かりを行っています。実施施設は、19ページ「教育・保育施設一覧表」をご覧ください。実施時間、料金などは施設によって異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

# 休日保育

保護者が日曜日や祝日に勤務があり家庭で保育できない場合、在園児を対象に保育を行います。 (実施施設)マヤ保育園

# 障害児保育

保育を必要とする心身に障害のある 児童で、集団の中での保育が可能かつ 日々通所することのできる児童につい て、発達状況や個性を踏まえながら、集 団の中で一緒に成長していけるように 配慮して保育を行っています。

# 病児保育

就労等で自宅での保育が難しい場合、 当面の急変が認められないが、病気の回 復期に至っていないお子さんの保育を行います。(在園児以外も利用可)

(実施施設) しんまちこども園

# 病後児保育

病気の回復期にあるお子さんの保育を 行います。

(実施施設) アソカナーサリー

# 体調不良児対応型保育

在園児を対象に、保育中に体調不良となったお子さんを、保護者の迎えの時間まで看護師が看護します。

(実施施設) アソカナーサリー 海清保育園 あさひの丘こども園 氷見ひかり保育園

# 9. 子育て支援について

# 育児相談(電話・来園)

市内全保育所・認定こども園及び子育て支援拠点 施設で受け付けています。育児について、困ったと きにはご相談ください。

# 氷見市子ども発達サポートセンター くるむ

お子さんの発達や子育てに関する相談を受け付けています。心配なことは一人で悩まず、まずはご相談ください。

- ●電話相談/8:30~17:15
- ●面接相談/電話予約により実施
- ●利 用 日/月曜日~金曜日
- ●いきいき元気館内 TEL 74-8460

# ファミリー・サポート・センター

保育などの援助を受けたい人と、援助したい人が会員となり、一時預かりや園の送迎など育児についての助け合いを行います。

病後児保育も行っています。

- ●対象/乳幼児から中学校3年生までの児童
- ●利用時間/基本(8:00~18:00)
- ●お問い合わせ・お申し込み/

< 氷見市社会福祉会館内>

氷見市ファミリー・サポート・センター こども館きらら

鞍川975番地 Ta 74-5561 受付時間 平日8:30~17:15

# 子育て支援拠点施設

親子での友達づくり、発達に合わせた遊びや、子育てに関する講座なども紹介しています!

- 氷見市地域子育てセンター 中央町12-21(いきいき元気館内)IE 74-8453
- アソカ子育て支援センター鞍川1303(アソカナーサリー内)Itl 74-7550
- すくすくサロン飯久保167(みどり保育園内)™ 91-1277
- ◆ キラキラキッズサロン泉355-1(上庄保育園内)™ 72-5674
- たんぽぽサロン窪2278-1 (海清保育園内)TEL 91-1301
- Chu・Chu・サークル栄町18-8(ひみ中央こども舎内)™ 74-1422
- ◆ くらら朝日丘3-10 (あさひの丘こども園内)In 74-8435

# 10. 食物アレルギーがあるお子さんについて

保育所等の給食では、食物アレルギーのあるお子さんには、代替食・除去食の対応をしています。除去等が必要な場合は、医師の診断が必要となります。書類は園にありますのでご相談ください。(医師の診断による書類の提出は、概ね年に1回、お願いしています。)申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、<u>見学・面接の際には、必ず、食物アレルギー(程度やアナフィラキシー症状の有無など)について、事前にご相談ください。</u>

※<u>事前に申し出がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできないと判断した</u> ときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

# 11. 個別な配慮を要するお子さんについて

お子さんの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で一緒に成長していけるように配慮 して保育を行っています。

申し込みの前に、かかりつけの医療機関で保育所等での集団生活が可能か確認していただき、<u>見学・面接の際には、必ず、障害や特性、既往歴(手術を受けたことがある、経過観察のため定期健診に行っている、定期的に服薬しているなど)について、事前に相談してください。</u>

※<u>お子さんの状況により、医師からの診断書を求める場合があります。また、障害や特性、</u> 既往歴について、事前に相談がない場合や、入所決定後であっても安全にお預かりできな いと判断したときは、入所を保留またはお断りすることがあります。

# 12. 健康・安全について



内科健診

歯科健診

身体測定(身長・体重は毎月、胸囲は年2回)

検尿(蛋白・糖)





#### 2 災害共済給付金

保育所等での管理下における災害に対し、医療費を助成する制度です。全園児が加入します。

#### 3 感染症に罹患したときは

厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインでは、感染症に罹患した子どもの病状が回復し、保育所等における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要であるとしています。そのため、氷見市では、医療機関の主治医の先生が記入した登園許可証明書等の提出をお願いしています。(様式は各園にあります。また、氷見市のホームページからもダウンロードできます。)

登園許可証明書・治癒報告書・登園届が必要な感染症一覧

提出書類名 及び記入者	病 名	登園のめやす
	麻しん (はしか)	解熱後3日経過していること
	風しん(三日はしか)	発しんが消失していること
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過 し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
登園許可 証明書	咽頭結膜熱(プール熱)病原体はアデノウィルス	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過している こと
(医師記入)	流行性角結膜炎(はやり目)病原体はアデノウィルス	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤 による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111 等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
治癒報告書	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
(保護者記入)	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、熱が下がり、咳や喉の痛みなど の症状が無くなり、24時間経過していること
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること、さらに 24 時間発熱がなく食事がとれる状態であること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	24 時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
☆ 国 兄	感染性胃腸炎(ロタウイルス、	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の便が確認されてお
登園届 (保護者記入)	ノロウイルス感染症) ヘルパンギーナ	り、普段の食事がとれること 24 時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱しん	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌・全身状態共に良く、普段の食事がとれること
	※伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥していること (ただし、軽症であれば患部保 護にて、登園許可の判断は医師にゆだねる)

※厚生労働省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としていないが、氷見市では提出を必要とするもの

保育所等では、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことができるよう努めています。子どもたちが 集団で長時間生活を共にする場で、安心して生活できるよう、ご協力よろしくお願いいたします。

# 13. 食事について

氷見市の保育所等では、各園で炊きたてのご飯とできたてのおかずの完全給食(ご飯とおかずの 組み合わせ)を提供しています。

主食・主菜・副菜・汁物・果物を軸に栄養士が献立作成をしており、旬の食材や行事食をとり入れながら、楽しく、おいしく食べられるような工夫をし、安心安全な給食提供に心がけています。 乳幼児期は食習慣の基礎づくりとして、食事の大切さを教える時期であり、食生活に関する興味 や関心を持てるよう、食育にも力をいれています。

- ※乳児については、離乳食を月齢や発達状況に合わせて進めます。
- ※食物アレルギーがあるお子さんについては、個別対応を行っています。

# 1 おやつについて(保育短時間・保育標準時間のみ)

- ・三度の食事で取りきれない栄養を補うものです。
- ・時間や質(牛乳・乳製品・果物など)、量(一日 150~200kcal)など組み合わせに留意し、手作りおやつの提供にも努めています。

# 2 給食だより

- ・月初めに栄養士が作成した献立表に、食事に関する情報を載せてお知らせします。これを参考に して家庭での食事や食品の組み合わせにご配慮ください。
- ・行事などのため、献立の実施日を変更することがあります。

# 3 食育の取り組み (食習慣の育成)

- ・規則正しい食生活、丈夫な体、おいしく感じる味覚など、食生活の基礎がこの幼児期に作られます。下記の①~⑤の目標に取り組んでいます。
- ①お腹がすくリズムの持てる子ども
- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事作り、準備にかかわる子ども
- ⑤食べ物を話題にする子ども

いただきます

#### 4 給食費について

1号認定及び2号認定の児童は、JA氷見市からの氷見産米の寄付により、主食(ごはん)費の 徴収を行っていません。また、副食(おかず)費については、氷見市独自の補助制度により補助し ています。(3号認定の児童は、保育料の中に給食費が含まれています。)

# 14、保育料について

- 〇保育料は、所得に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限とし、市が設定します。
- 〇令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、原則小学校就学前の3年間の保育料が無償化されました。また、保育の必要があれば、子育てのための施設等利用給付認定を申請することにより、預かり保育(一時預かり)についても無償化の対象となります。(幼稚園等に入所の場合は3歳のお誕生日の翌月からが保育料無償化の対象となります。)
- 〇第3子以降および、令和5年度から氷見市独自の制度により1歳以上児の保育料が無償化になりました。
- 〇保育料は、4月1日時点の年齢を用いるため、年度途中で1歳になっても年度末まで納付をいただきます。
- 〇保育料のほかに、施設によって、実費徴収・上乗せ徴収がある場合があります。
- 〇保育料は児童の父と母の市町村民税(税額控除適用前)の合計により算定されます。ただし、父母の収入が少ない場合、同居の祖父母など(家計の主宰者である場合)の税額が合計される場合があります。
- 〇令和8年4月から8月までは令和7年度の市町村民税額(令和6年中の収入や控除を基に算出したもの)、令和8年9月から3月までは令和8年度の市町村民税額(令和7年の収入や控除を基に算出したもの)に基づいて算定します。
- ○市民税額の変更や、離婚・再婚など**家族構成の変更があった場合**は、すみやかに**子育て支援課に届け出**をしてください。月末までの提出分について、翌月から保育料を変更する場合があります。なお保育料の変更はその年度限りとし、過年度の変更はいたしません。

#### 私立認定こども園・事業所内保育所に入所の方

保育料は直接施設に納めていただきます。各施設で手続きを行ってください。

#### 公立園及び私立保育所に入所の方

保育料は口座振替により市に納めていただきます。インターネットの口座振替受付サービスで振替口座の登録を行うか、口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ指定の金融機関または子育て支援課へ提出してください。毎月25日(25日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)に前月分の保育料を口座振替します。必ず、前日までに残高の確認をお願いします。もし、引き落としができなかった場合は、その翌月10日に改めて振り替えします。(※都合で登園しない場合も保育料は月額負担になります。)

# 保護者のみなさまへのおねがい

保育所等の運営は、保護者のみなさまにお支払いいただく保育料と税金(国、県、市)で成り立っています。保育所等で子どもを預かるためには、給食費、保育材料費、光熱水費、衛生管理費、保育士の人件費などの経費が必要で、<u>平均で1年間に1人約80万円の経費がかかります。</u>この経費は、保育料と税金によって賄われています。保育料は、子どもが日々の健やかな生活を送るために、なくてはならない経費として使われていますので、期限までに確実に納付していただきますようお願いします。滞納がある場合は、児童手当支給時に保育料を差し引くことがあります。また、地方税の滞納処分の例により、差し押さえ等の対応を行う場合があります。

1741/千及 小元市休月村 (単位:口)								
	世帯の階層区分	保育料基準	<b>基額(月額)</b>					
<b>欧园区</b> 八		O歳児(4/1 時点	O歳児(4/1 時点でO歳の児童)					
階層区分	定  義	標準時間	短時間					
Α	生活保護		0	0				
В	市町村民税非課税		0	0				
C01	市町村民税均等割のみ		9,400	9,200				
C02	市町村民税所得割課税額 24,300 円未満		11,200	11,000				
C03	市町村民税所得割課税額 24,300 円以上	48,600 円未満	12,900	12,600				
D01	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上	62,800 円未満	18,300	17,900				
D02	市町村民税所得割課税額 62,800 円以上	77,101 円未満	23,600	23,100				
D03	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上	97,000 円未満	27,300	26,800				
D04	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上	115,000 円未満	30,400	29,800				
D05	市町村民税所得割課税額 115,000 円以上	133,000 円未満	33,200	32,600				
D06	市町村民税所得割課税額 133,000 円以上	151,000 円未満	35,800	35,100				
D07	市町村民税所得割課税額 151,000 円以上	169,000 円未満	37,900	37,200				
D08	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上	211,201 円未満	40,000	39,300				
D09	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	301,000 円未満	42,100	41,300				
D10	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上	397,000 円未満	44,400	43,600				
D11	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上		46,700	45,900				

#### 1 認定について

保護者の就労や疾病など、保育を必要とする事由に該当する児童のうち、満3歳以上の児童は2号認定、満3歳未満の児童は3号認定となります。保育を必要とする事由に該当しない、もしくは保護者が1号認定を希望する3歳以上の児童は1号認定となります。

#### 2 保育料の決定、軽減について

- (1) 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が施行され、原則小学校就学前の3年間の保育料(1号認定および2号 認定の保育料)は無料です。3号認定の保育料は、階層区分表及び軽減内容で算定されます。
- (2) 階層区分は入所児童と生計を一にする父母の市町村民税額を合算した額で決定します。ただし、父母の収入金額の合計及び所得金額の合計が基準額に満たない場合は、同居の祖父母のうち所得の大きい方を家計の主宰者とみなし、保育料算定の対象とします。
- (3) 4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税額、9月から3月までの保育料は現年度の市町村民税額で決定します。なお、調整控除及び税額調整措置以外の税額控除(寄附金控除、配当控除、住宅借入等特別控除等)が適用されている場合は、その控除がなかったものとして計算します。また、保護者が未婚のひとり親である場合については、利用者からの申請により、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなすこととし、こどもの保護者及びその他の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には氷見市内に住所を有するものとみなして計算します。
- (4) 保護者と生計を一にする児童のうち、1歳以上児及び、第3子以降の保育料は無料とします。
- (5) ひとり親世帯や在宅障害児(者)(身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害者基礎年金等の受給者)のいる世帯、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方のいる世帯で、(2)の合算した市町村民税所得割額が77,101円未満である場合は、第1子より保育料を無料とします。
- (6) 保護者と生計を一にする2人以上の児童が保育所の他に幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している場合も含め、同時に入所している場合の保育料は最も年齢の高い児童は全額徴収、次に年齢の高い児童は半額徴収、それ以外の児童は無料となります。また、保護者と生計を一にする児童のうち、(2)の合算した市町村民税所得割額が57,700円未満である場合の保育料は、第1子は半額徴収、第2子以降は無料とします。
- (7) 月の途中で入所または退所した場合の保育料については、日割計算します。
- (8) 別に定める特別保育(一時預かり及び延長保育)を利用する児童の負担金は別途算定します。

# 15. 申請書等の記入例

# 施設型給付費 · 地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼幼稚園・保育所・認定こども園入所申込書 兼児童台帳

# 令和7年10月11日

氷 見 市 長 あて

代表保護者氏名 氷見 太朗 印

(氷見市社会福祉事務所長あて)

(自署の場合押印不要)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

また、市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を 含む) 及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定 教育・保育施設 等に対して提示することに同意します。

申請に係る		氏	名		生年	三月日	年齢		性別	出生順位
小学校就学前	ふりがな	v a	きっと		令和		3 点	支	m	第 <b>2</b> 子
児童		氷見	吉都		<b>4</b> 年	<b>5</b> 月 <b>5</b> 日生	令和8年4月1	日時点	男	λ <del>υ</del> <b>Γ</b> 1
保護者	( <b>〒935</b> - 8	8686)	氷見市	鞍川	1060 番地					
不受日	令和7年	1月1日	時点の	父	<b>火</b> 見市内	<ul><li>氷見市外</li></ul>	(	市	· 区 · 町	丁・村)
住所・連絡先	,	住所地		母	<b>火</b> 見市内	<ul><li> 氷見市外</li></ul>	(	市	• 区 • 町	丁・村)
保護者氏名	自 宅(	0766	) 74	<b>– 811</b>	6	父携帯(	( 090 )	1234	_	5678
						母携帯(	090	8765		4321
希望する	1号	満 3 개	歳以上で	び幼稚園	等の利用を	希望する場合	(保育所等	いまり 併	原を防	<b>≷</b> <)
教育・保育 認定区分	2号	満 3 개	歳以上で	で保育所	等の利用を	希望する場合	3(幼稚園等	等と併	願を含	(で)
(該当するも の1つに○)	3号	満 3 개	歳未満て	で保育所	等の利用を	希望する場合	6(幼稚園等	争と併	順を含	(は)

- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- •「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます

(誓約)決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、いかな る法的措置を講じられても異議を申し立ていたしません。

(自署の場合押印不要)

氷見 太朗

氷見 華子

#### ①世帯の状況

区分	氏名	入所児童 との続柄	生年月日	勤務先・学校名等	備考
児	氷見 太朗	父 同居・別居	平成元年 6月 6日	(株)ハットリ	
童	氷見 華子	母別居	<b>平成元</b> 年 <b>1</b> 月 <b>8</b> 日	魚問屋プリンス	
の世	氷見 貫蔵	兄	<b>平成 27</b> 年 <b>4</b> 月 <b>2</b> 日	キトキト小学校	
帯	氷見 福造	祖父	昭和36年3月11日	無職	
員	在宅障害者(児)	なしく	あり (利用児童との続柄	祖父 ) ※障害者手帳等の写	しを添付してください。
	生活保護適用の有無	適用なし	・適用あり(平成・令和	年 月 日保護	開始)
	ひとり親家庭等	非該当	<ul><li>該当</li></ul>		

○記入例を参考に、字は楷書ではっきりと書いてください。

#### ②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和8年	4月 1日 から	<ul><li>▶ 卒園するまで</li><li>□ 年 月 日まで</li></ul>
T TO 보 X 라티 노 코	第1希望	比美の江こども園	(希望理由) <b>園の雰囲気がよいため</b>
入所を希望する 施設名	第2希望	有磯保育園	(希望理由) <b>家から一番近いため</b>
	第3希望	プリンス保育園	(希望理由) <b>母の実家と勤務先に近いため</b>

# 2号認定または3号認定を希望する場合は、下記に必要事項を記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考				
保育の利用を		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧					
必要とする	父	□求職活動 □就学 □その他 ( )					
理由	母	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧					
	分	□求職活動 □就学 □その他( )					
		同 曜日から					
利用を希望す	る曜日	土曜日保育を希望する理由 土曜日保育は父母ともに	就労				
		( <b>父母ともに仕事のため</b> 等で保育ができない場合					
		□保育短時間認定 り利用できます。					
<b>本</b> 増上フ旧去	八里目	□保育標準時間認定					
希望する保育	<b>少安</b> 国	※就労時間(通勤時間を除く)が1か月に120時間未満の方は、標準時間を選択できませ					
		□保育標準時間認定に該当しますが、保育短時間認定を希望し	/ます。				

(添付書類) 就労証明書等(上記保育の利用を必要とする理由を証明する書類)

#### 〈記入上の注意〉

- ①保護者の住所・氏名を記入してください。(署名の場合は押印不要、押印はスタンプ印不可)
- ②住所は、アパート・マンション名、号室まで正しく記入してください。氷見市に転入予定の方は現在お 住まいの住所を記入してください。
- ③「児童の世帯員」欄には、児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。(両親のいずれかが児童と住まいを別にしている場合は、その理由に関わらず、必ず両親とも記載してください。その場合、代表保護者氏名欄には、児童と同居する方の氏名を記載してください。)
- ④<u>在宅障害者(児)が「あり」の場合は、「身体障害者手帳」、「精神障害者手帳」、「療育手帳」、「障害基礎</u> 年金証」いずれかの写しを添付してください。

誤記や漏れのないように記入してください。記入には黒のインク・ボールペンを使用し、鉛筆や消えるペンを使用しないでください。楷書・算用数字で記入してください。

# ●マイナンバー申告書の記入例

マイナンバー法の施行に伴い、入所申請時に、個人番号(マイナンバー)の申告が必要となりました。

教育·保育給付認定申請書兼入所申込書、施設等利用給付認定·変更申請書 添付書類

#### 個人番号(マイナンバー) 申告書

令和7年 10月 11日

氷見市長 あて

代表保護者氏名 水見 太朗

次のとおり、子どものための施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定・変更の書類として個人番号を申告します。

また、市が個人番号を利用し、施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、施設等利用給付認定・変更に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

#### 世帯の状況

	V7 1/1/1/L													
	続柄				氏	1	ž ·	生	年 月	日				
	<b>፣</b> ንር ተነጎ	個人番号(マイナンバー)												
	入園児童	(フ	リガナ	٤s	: 4	テット						)		
				氷月	吉	邶			令和4	<b>令和4</b> 年 5月			5 日	
	12桁	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	
利	保護者			ES	. 5	ロウ								
用	父		氷見 太朗 H 1									6	日	
児童	12桁	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	
の	保護者		ヒミ ハナコ											
世	母		_	氷月			_		H 1	年	1月		日	
帯員	12桁	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	
貝	兄			ES		シゾ	7							
			_		1 貫				H 21		4月		H	
	12桁	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	
	祖父	ヒミ <i>つかい</i> か 氷見 福造 S <b>3</b> 6							_			_		
-		_	,					-	S 36	_	3月		日	
	12桁	5	6	7	8	9	ı	2	3	4	5	6	7	
										年	月		日	
•	12桁													
•										年	月		日	
-	12桁							1		<del>+</del>	Я			
	12111							<u> </u>	1	<u> </u>				
										年	月		日	
	12桁													
							ı	1	1	年	月		B	
	12桁		/ <u>-</u>	- 14					/\ <del>***</del> !*	<u> </u>				

※入所児童1人あたり1枚作成してください。住民票上の世帯分離や学生等で市内外に別居している生計同一の扶養家族がある場合も配入してください。 ※個人番号(マイナンバー)の利用で課税証明書等の添付書類が省略できます。

#### 〈記入上の注意〉

- ①家族から2人以上の児童が同時 に入所されている場合もそれぞれ 提出してください。
- ②児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。
- ③個人番号申告者と入所申込書の 保護者氏名は同一にしてくださ い。※自署の場合押印不要

#### 〈マイナンバー申告書について〉

本紙は、行政手続きにおける特定個人を識別するための利用等に関する法律に基づき、保育所等の入所手続きの際に、世帯全員の個人番号(マイナンバー)を申告することが、必要とされることから、ご申告をお願いするものです。

入所の管理及び、保育料の算定のため必要となり、それ以外の事務に利用することはございませんので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### ●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の記入例

教育認定(1号認定)で入所を希望し、保育の必要がある場合は申請し、認定を受けるこ とで「預かり保育(一時預かり部分)が無償化の対象となります。

<記入例>

令和8年 2月 17日

**T935 - 0016** 

所在地

#### 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

氷見市長 あて

【申請にあたって同意していただく事項】 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当 たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合がありま

以上のことに同意し、施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

						i	忍定希	望日(	施設禾				令和 8年	4月	18	
	フリガナ	Ľ	タロウ		申請	to this		E所	7							
申請		•I. =			申請 子ども	父	- 1		氷見市		△△ <b>番地</b>					
	氏名	水片	人太郎	印	との続柄			住所が市 7内転入行			〒 氷見市					
者		I E	日中の連絡先	: (電話	番号)		* 確	実に連	絡の目		順に記入	して	下さい.			
	1	T	父携帯 ・ 母携帯	0		Δ-×××		父携帯 ・	母携帯		3)			父携帯・		
	090-000	○○-△△△△ 父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他 ( )		tc .	090-222	Δ-××××		父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他 ( )			076	66-××-〇〇〇 父勤務先 ・ 母 自宅 その他 (				
子由	フリガナ	Ľ٤	サプロウ		現住所	∓		-								
子ども	氏名	氷見 三郎			請者と異なる 場合のみ記載	氷見市										
₽ ,,,	24.11	4\7	- AP	生	年月日	令	印	<b>3</b> 年	i	4	月 10	日	出生順位	第	4 子	
			日時点で満3歳 かり保育の無償									左記	で第3号に該当し			
認定種別	✓ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) (保育の必要があり、預かり保育の無償化を申請する)								保育の必要	帯に該当する場合は、 下の□にレ点を付けて下さい。						
			日時点で満3歳 償化を申請する		日以後の最初	切の3月3	1日まて	の間にあ	っる(第3	号) (	保育の必要		市民税非課税世	帯に該	<b>5</b>	
保育を必要	該当する□にレ	点を付けて下る	さい。 ※保育を	と必要とす	上る理由を確	認できる	<b></b>	面 記入	例下欄)	を添作	けしてくださ	い。				
とする理由	<ul><li>(子から見た続柄)</li><li>父)母・その他(</li></ul>	)	】 就労 □ b	E娠  産 □	疾病 障害等	□ 介護		災害 復旧		さ職 舌動等		就学				
3号の場合の み)	(子から見た続柄) 父・母 その他 (	)		E娠 □	疾病 障害等	□ 介護		災害 復旧		¢職 舌動等		就学				
上記「希望認	上記「希望認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。															
	希望日の 現在の住所※1	(母親)	<b>川県金沢市広坂</b> 現住所と同じ	0-0				(父亲		3 現任	E所と同じ					
	希望日の 現在の住所※2	(母親) (	川県金沢市広坂	0-0				(父亲		2 FB /-	上面し目に					

海外勤務等で日本で課税されていない方は、当年(前年)1年間の収入と控除額がわかる書類(課税証明書など)を添付して下さい。

主に利用する施設を記入して下さい。

フリガナ **◇◇コドモエン** 

施設名	<u></u>	<ul> <li>分へこども園</li> <li>効准園 &lt;</li></ul>				児保育·			所在地 利用開始予		<b>氷見市本町○番×号</b> ・定日 <b>令和8</b> 年 4月		1 目	
同居者を全	員記2	入して下さい。												
		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄								就労・通学・通園先 又は単身赴任先		要介護認定又は障 害者手帳	
申請	1	<b>ヒミ タロウ</b> <b>氷見 太郎</b>	父	大正 昭和 平成 令和	60	年	7	月	1	日	有限名	会社000	)	□有
子 ど	2	<b>ヒミ ハナコ</b> <b>氷見 花子</b>	8	大正 昭和 平成 令和	62	年	10	月	8	日	有限名	会社△△△	Δ	□有
も の 保	3	LS +3シ 氷見 清	祖父	大正 昭和 平成 令和	25	年	9	月	12	目	自宅	療養中		☑有
護 者	4	<b>ヒミ イチロウ</b> 氷見 一郎	兄	大正 昭和 平成 令和	26	年	2	月	15	日	001	小学校		□有
及 び 同	5	<b>ヒミ ジロウ</b> 氷見 次郎	兄	大正 昭和 平成 令和	28	年	5	月	20	目	001	小学校		□有
居者	6	<b>ヒミ モモコ</b> 氷見 桃子	姉	大正 昭和 平成 令和	4	年	6	月	30	日	<b>\\</b> ;	こども園		□有
	7			大正 昭和 平成 令和		年		月		日				□有

利用するサービス

#### 添付書類 (本認定種別第2号·第3号に該当する方は、以下の中から該当する書類を添付して下さい)

11/10	TIES (TEST ESTIMATE STATE OF THE STATE OF TH	S SECTION SECT
1	居宅外で就労されている方(就労予定、育休中を含む)	就労証明書(採用予定の場合は就労後に証明するものを提出してください)
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書、確定申告書等の写し
	農業や漁業等に従事している方	就労証明書、確定申告書等の写し
2	出産前後の方(出産前後8週間に限る)	就労以外の申立書、母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	保護者が学校に在学中の方	就労以外の申立書、在学証明書または学生証の写し(入学予定の場合は合格通知等)
4	保護者が病気の方	就労以外の申立書、診断書(病状等により保育が必要な旨を明記してあるもの)
5	保護者が介護している方	就労以外の申立書、診断書(病状等により介護が必要である旨を明記してあるもの)
6	保護者が求職中の方	就労以外の申立書、ハローワーク受付票の写し
7	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)

# 《教育・保育施設一覧表》

(保育所・認定こども園) ※マークの利用は受入出来ない場合もあります。直接施設へご相談ください。

	分 · 私	園名	住 所電話番号	保育定員	教育定員	開所時間(延長を含む) (保育短時間) 【教育標準時間】	一時 ※	病児 ※	病後 ※	体調 不良 ※
	公	十二町保育園	万尾 13-2 91-0754	30		7:00~18:00 (8:30~16:30)	0			
保育	立	阿尾保育園	阿尾 263 74-8440	50		7:00~19:00 (8:30~16:30)	0			
所	私	アソカナーサリー	鞍川 1303 74-7550	90		7:00~19:00 (8:00~16:00)	0		0	0
	立	海清保育園	窪 2278-1 91-1301	100		7:00~19:00 (8:30~16:30)	0			0
	公 立	しんまちこども園	中央町 12-23 74-8438	57	3	7:00~19:00 (8:30~16:30) [8:30~14:00]	0	0		
		認 定 こ ど も 園ひみ中央こども舎	栄町 18-8 74-1415	100	5	7:00~19:00 (8:30~16:30) [8:30~14:30]	0			
認		認 定 こ ど も 園 ア ソ カ 幼 稚 園	鞍川 1296 74-6660	30	120	7:00~19:00 (8:00~16:00) [9:00~15:00]				
定こ	私	認 定 こ ど も 園マ ヤ 保 育 園	宮田 261 91-1682	60	25	7:00~19:00 (8:00~16:00) [9:00~15:00]	0			
ど も		認 定 こ ど も 園 あさひの丘こども園	朝日丘 3-10 74-8435	110	15	7:00~19:00 (8:30~16:30) [9:00~15:00]	0			0
園	立	認 定 こ ど も 園 氷見ひかり保育園	窪 616-1 91-3335	65	5	7:00~19:00 (8:30~16:30) [9:00~14:00]	0			0
		認定こども園みどり保育園	飯久保 167 91-1277	94	6	7:00~19:00 (8:30~16:30) [9:00~14:00]	0			
		認定こども園上庄保育園	泉 355-1 72-5674	75	5	7:00~19:00 (8:30~16:30) [9:00~14:00]	0			

# (事業所内保育所)

公·私	園 名	住 所	電話番号	利用定員	預かり時間(保育短時間)
私立	こども館きらら	鞍川 975	74-5561	12	7:30~18:30 (8:30~16:30)

<sup>※</sup>令和7年4月より休園中のため、入所のご希望がある場合は子育て支援課までご相談ください。

上記全施設の開所時間及び定員等の記載事項は、令和7年度の状況です。令和8年度に変更になる場合があります。